

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	果樹園経営計画の認定
根拠法令(例規)及び条項	果樹農業振興特別措置法第 3 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 36 年法律第 15 号
関 係 条 項	果樹農業振興特別措置法第 3 条第 2 項、第 4 条
所 管 課 係 名	農政課農政係
審 査 基 準	<p>(都道府県知事の認定)</p> <p>第四条 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けたい旨の請求があつた場合において、その果樹園経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたすときは、当該果樹園経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>一 前条第二項第二号の改善目標が農林水産大臣の定める基準に適合すること。</p> <p>二 前条第二項第三号の措置に関する計画が合理的な果樹園経営の基盤の確立を図るために必要かつ適当なものであること。</p> <p>三 前二号に規定するもののほか、当該果樹園経営計画が果樹農業振興計画の内容に照らし適当と認められるものであること。</p> <p>四 当該果樹園経営計画に係る事項の達成される見込みが確実であること。</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	処理高度化施設整備計画の認定
根拠法令(例規)及び条項	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 9 条第 1 項
法令(例規)番号	平成 11 年法律第 112 号
関 係 条 項	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 9 条第 2 項～第 3 項、 畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第 1 条～第 4 条
所 管 課 係 名	農政課農政係
審 査 基 準	<p>【家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則】</p> <p>(管理基準)</p> <p>第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の管理基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（以下「管理施設」という。）の構造設備に関する基準</p> <p>イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。</p> <p>ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。</p> <p>二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準</p> <p>イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。</p> <p>ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。</p> <p>ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。</p> <p>ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。</p> <p>2 前項の規定は、その飼養する家畜の頭羽数が、牛及び馬にあつては十頭未満、豚にあつては百頭未満、鶏にあつては二千羽未満の畜産業を営む者については、適用しない。</p> <p>(立入検査をする職員の身分証明書の様式)</p> <p>第二条 法第六条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。 (都道府県計画)</p> <p>第三条 法第八条第一項の都道府県計画は、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき作成するものとする。</p>

		<p>(処理高度化施設整備計画の認定基準)</p> <p>第四条 法第九条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 処理高度化施設整備計画が都道府県計画に照らし適切なものであること。</p> <p>二 処理高度化施設整備計画の達成される見込みが確実であること。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>		<p>日</p>
<p>備考</p>		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

<p>処 分 名</p>	<p>ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的としたキジバト、カララバト(ドバト)、ニューナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アライグマ又はとがりねずみ科若しくはねずみ科の全種(法第 7 条第 5 項第 1 号に規定する希少鳥獣並びにドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く。)の捕獲等の許可</p> <p>イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的としたキジバト、カララバト(ドバト)、ニューナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス又はハシブトガラスの卵の採取等の許可</p>
<p>根拠法令(例規)及び条項</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項</p>
<p>法令(例規)番号</p>	<p>平成 14 年法律第 88 号</p>
<p>関係条項</p>	<p>同法第 9 条第 2 項、第 5 項、第 6 項、同法施行規則第 5 条、第 6 条、第 7 条第 1 項～第 5 項、美唄市鳥獣捕獲許可取扱要綱第 3 条第 2 項</p>
<p>所管課係名</p>	<p>農政課農政係</p>
<p>審 査 基 準</p>	<p>【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。</p> <p>一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であつて、環境省令で定める場合を除く。)</p> <p>三 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>その他、美唄市鳥獣捕獲許可取扱要綱(平成 20 年 4 月 1 日美唄市庁達 12 号)第 3 条第 2 項を審査基準とする。</p>

	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	10日	
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	許可証又は従事者証の再交付
根拠法令(例規)及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 9 項
法令(例規)番号	平成 14 年法律第 88 号
関 係 条 項	同法第 9 条第 1 項、同法施行規則第 7 条第 3 項、第 7 条第 10 項
所 管 課 係 名	農政課農政係
審 査 基 準	(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者が許可証を亡失し、又は滅失したとき。 (2) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者の従業者が従業者証の交付を受けていた場合であって、その従業者が従業者証を亡失し、又は滅失したとき。
	Ⓐ：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間	10 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	法第 9 条第 1 項の認定を受けた処理高度化施設整備計画の変更の認定
根拠法令(例規)及び条項	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 10 条第 1 項
法令(例規)番号	平成 11 年法律第 112 号
関 係 条 項	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 9 条第 1 項～第 3 項、 第 10 条第 3 項、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則 第 1 条～第 4 条
所 管 課 係 名	農政課農政係
審 査 基 準	<p>【家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則】</p> <p>(管理基準)</p> <p>第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項の管理基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設(以下「管理施設」という。)の構造設備に関する基準</p> <p>イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。</p> <p>ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。</p> <p>二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準</p> <p>イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。</p> <p>ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。</p> <p>ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。</p> <p>ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。</p> <p>2 前項の規定は、その飼養する家畜の頭羽数が、牛及び馬にあつては十頭未満、豚にあつては百頭未満、鶏にあつては二千羽未満の畜産業を営む者については、適用しない。</p> <p>(立入検査をする職員の身分証明書の様式)</p> <p>第二条 法第六条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。 (都道府県計画)</p> <p>第三条 法第八条第一項の都道府県計画は、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき作成するものとする。</p>

		<p>(処理高度化施設整備計画の認定基準)</p> <p>第四条 法第九条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 処理高度化施設整備計画が都道府県計画に照らし適切なものであること。</p> <p>二 処理高度化施設整備計画の達成される見込みが確実であること。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>日</p>	
<p>備考</p>		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	農用地区域内における開発行為の許可
根拠法令(例規)及び条項	農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項、第 5 項及び第 6 項
法令(例規)番号	昭和 44 年法律第 58 号
関 係 条 項	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 34 条～第 37 条
所 管 課 係 名	農政課農政係
審 査 基 準	<p>(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。</p> <p>一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為</p> <p>二 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う行為</p> <p>三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為</p> <p>四 農地法第二条第一項に規定する農地を同法第四十三条第一項の規定による届出に係る同条第二項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為</p> <p>五 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為</p> <p>六 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為</p> <p>七 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為</p>

- 八 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの
- 九 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 十 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの
- 十一 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為
- 2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。
- 3 市町村長（指定市町村の長を除く。）は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付することができる。
- 4 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。
- 一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。
- 二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。
- 三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 5 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。
- 6 都道府県知事等は、第一項の許可をしようとするとき（当該許可に係る開発行為が三十アールを超える農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。第十七条において同じ。）が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第一項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
- 8 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。
- 9 第六項及び第七項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。
- 10 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	標準処理期間	日
	備考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	鳥獣の飼養の登録
根拠法令(例規)及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 19 条第 1 項
法令(例規)番号	平成 14 年法律第 88 号
関 係 条 項	同法第 19 条第 2 項、同法施行規則第 20 条第 1 項、美唄市鳥獣飼養登録事務取扱要綱(平成 20 年 4 月 1 日美唄市庁達 13 号) 第 3 条第 2 項
所 管 課 係 名	農政課農政係
審 査 基 準	<p>(鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。</p> <p>一 捕獲等又は採取等の目的が第一項に規定する目的に適合しないとき。</p> <p>二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。)</p> <p>三 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>
	審査基準未設定理由
標準処理期間	10 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	登録票の再交付
根拠法令(例規)及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 19 条第 6 項
法令(例規)番号	平成 14 年法律第 88 号
関 係 条 項	同法第 21 条第 2 項
所 管 課 係 名	農政課農政係
審 査 基 準	<p style="text-align: center;">(飼養の登録)</p> <p>第十九条 第九条第一項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣（同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第二十二条第一項及び第八十四条第一項第七号において同じ。）を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第九条第四項に規定する有効期間の末日から起算して三十日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。</p> <p>4 登録の有効期間は、登録の日から一年とする。</p> <p>5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第一項の規定により登録鳥獣（第一項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。）の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。</p> <p>6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第三項の登録票（以下単に「登録票」という。）で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(登録票の返納等)</p> <p>第二十一条 登録票（第二号に掲げる場合にあつては、発見し、又は回復した登録票）は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その日から起算して三十日を経過する日までの間に都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>一 登録票に係る登録鳥獣を飼養しないこととなったとき（登録票とともにその登録票に係る登録鳥獣の譲渡し等をしたときを除く。）。 二 第十九条第六項の規定により登録票の再交付を受けた後において亡失した登録票を発見し、又は回復したとき。</p> <p>2 第十九条第六項の規定は、盗難その他の事由により登録鳥獣を亡失したことによって前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を都道府</p>

		県知事に返納した後において当該登録鳥獣を発見し、又は回復したときについて準用する。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	標準処理期間	10日
	備考	